

公示日：2021年9月8日

調達管理番号：21a00631

国名：コロンビア

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

調達件名：コロンビア国インクルーシブな地域開発のための地域ブランディングプロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年11月上旬から2022年1月下旬まで
- (2) 業務人月：現地 0.73、国内 0.50、合計 1.23
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地業務期間 22日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年10月1日(金)（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年10月20日(水) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	コロンビア／全途上国
語学の種類	英語（西語ができれば望ましい）

※英語・西語の両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。
なお西語については、10. 特記事項（3）その他⑤を参照のこと。

5. 条件等

（1）参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、後継案件の技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（2）必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コロンビアでは、国内紛争が長年にわたり続いてきたが、2016年、サントス前政権は、最大の左翼ゲリラ勢力であるコロンビア革命軍（FARC: Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia）との間で歴史的な和平合意を締結した。大統領府が掲げるこの和平合意は六つの柱（総合的農村開発、政治参加、紛争の終結、違法麻薬問題の解決、紛争被害に関する合意、和平合意の監視・推進・検証）から構成され、中でも「総合的農村開発」は、地方農村部に対する開発支援により、紛争の主要な要因とされた都市部と地方農村部の経済格差の是正を目指すものであり、地方の小農が大多数を占める国内避難民の帰還への支援（土地返還・生計向上支援等）と相まって、紛争の再発を防止するための重要な政策となっている。

紛争の結果生じた問題は、経済的な問題のみでなく社会的問題への対応である。現在、同国の一人当たり国民所得は6,580ドル（2019,世銀）に達するが、同国のジニ係数は51.3%（2019,世銀）と高く、また、2019年のコロンビア国家統計局（DANE: El Departamento Administrativo Nacional de Estadística）の情報によると地方農村部の貧困率が47.5%に達している。これらの数値から地方農村部における貧困・所得格差の解消が喫緊の課題となっているといえる。こうした地域の社会経済的発展及び貧富の格差の解消には、地域の多様性を認め、地域に焦点を当てた地域開発政策を実施し、民主的な繁栄と持続的な社会経済の発展を実現することが必要とされている。

日本の一村一品(One Village One Product、以下OVOP)運動は、住民の自発的な創意工夫や地域の文化の尊重を重視しており、コロンビアにおける地域開発のニーズに合致した戦略として注目され、平和構築と地域の復興に向け、住民の関係性の回復と共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指した取り組みとして取り入れられている。2009年の副大統領主催のOVOPセミナーに始まり、国家企画庁（DNP: Departamento Nacional de Planeación）のリーダーシップによるOVOP中央実行委員会の結成によりOVOP運動の推進メカニズムが構築された。

JICAはこれまで個別専門家派遣、国別研修の実施に加え、2014年から2020年にかけて技術協力プロジェクト「一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト」を実施し、コロンビア政府のOVOP推進に向けた支援を行ってきた。これらにより、

OVOP 概念の普及、全国 213 件の OVOP 認定申請から手工芸、観光、食品加工等の産品・サービスを提供する 12 県の OVOP イニシアチブ¹の選定及び OVOP 全国大会等が DNP・OVOP 中央実行委員会により実施され、地域開発政策の戦略として、OVOP 運動の原則に基づくインクルーシブな地域開発モデルが構築されるに至った。現在は、OVOP 推進の実施機関は、全国に実施基盤を持つ国家職業訓練庁（SENA : Servicio Nacional de Aprendizaje）へ移管され、OVOP コースのモジュールの策定²、インストラクターの養成、県 OVOP 委員会の地域ブランド戦略検討など、地域開発モデルの面的展開に向けた活動が進められている。

一方、地域開発モデルの面的展開を効果的に進めるにあたり、SENA および県レベル（地域政府、SENA 地方センター）の実施能力の強化、インストラクターの能力強化、ガイドやマニュアルの改善、行政機関その他関連機関の支援スキームの活用及びイニシアチブを支援する県及び市町村レベルの関係機関がイニシアチブのニーズに応じた適切な支援を提供できるようになること（ローカルメカニズムの構築）が必要とされている。このローカルメカニズムの構築により、中央、県、市の実施体制がさらに強化され、各イニシアチブのエンパワーメントに繋がり、コロンビアの文脈に沿った OVOP コロンビアの活動の全国展開が期待されている。

かかる状況下、同国政府は総合的農村開発の一環として地方農村部の課題解決の一つの手法である OVOP のコンセプトを活用し、これまでの協力成果を基に地域開発モデルの面的展開を促進するため、2019 年に我が国に対して、「コロンビア国インクルーシブな地域開発のための地域ブランディングプロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を要請した³。今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員（JICA 職員含む）と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021 年 11 月上旬～11 月下旬）

- ① 既存の文献、報告書等（業務完了報告書、終了時評価等）をレビューし、2020

¹ 地域に固有の独創的な産品・サービス・アイデアを通じて地域開発を推進している地域の組織・組合すなわち生産者グループ

² 現在では、OVOP 戦略ペーパー及びその添付資料であるガイドライン、マニュアルを基に、コロンビア OVOP コース（住民向け、96 時間）、インストラクター養成コース（対面授業、60 時間）、インストラクター養成コース（オンライン、60 時間）が存在する。

³ テリトリアルアプローチによる地方開発計画（PDET : Programas de Desarrollo con Enfoque Territorial）対象地域において、農村部の所得向上促進を目的とした SENAs の SER（SER : Programa SENA Emprende Rural）プログラムと連携のとれた OVOP 戦略を通じて、地域開発を実施する能力が強化される必要がある。そのために、コロンビア政府は、これまでもインクルーシブな農村開発を促進してきた日本に対して協力を要請した。

年までの関連プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを確認する。

- ② 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ③ JICA 経済開発部、JICA コロンビア支所を窓口として SENA の政策を入手・分析し、SENA の政策における地域開発・企業化支援事業の概況、本プロジェクトの位置づけを確認する。
- ④ コロンビア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前に JICA 経済開発部に提出すること。
- ⑤ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案（英文・和文）、PO（Plan of Operations）案（英文・和文）を検討する。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2021 年 11 月下旬～12 月中旬）

- ① JICA コロンビア支所等との打合せに参加する。
- ② コロンビア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票の回答回収や上記②を通じ、以下ア）～オ）に関する情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析のうえ、その結果や調査の進捗状況を日本語で簡単に取りまとめる。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNDP、NGO 等）の活動動向、連携の可能性
 - オ） 先行プロジェクトの対象サイトにおける個々のイニシアチブの活動進捗状況（特にウィラ県、キンディオ県）取りまとめた結果は随時他の団員と共有する。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D 案（英文・西文⁴）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）案（英文・西文⁵）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果を JICA コロンビア支所等に報告する。

⁴ JICA コロンビア支所が提供する通訳が西文翻訳を行う。

⁵ 同上。

(3) 帰国後整理期間(2021年12月下旬～2022年1月中旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)⁶に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～②を2022年1月14日までに電子データをもって提出すること。

- ① 事業事前評価表(案)(和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒アトランタ/ダラス/ヒューストン⇒ボゴタ⇒アトランタ/ダラス/ヒューストン⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2021年11月22日～2021年12月13日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。入国時に体調不良がある場合は、保健当局の指示に従い、自宅又は指定医療機関での隔離となる。隔離になった場合は隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)

⁶ 「リスク管理チェックシート」はプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。フォーマットは JICA から提供する。

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAコロンビア支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語⇄西語の現地通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICAコロンビア支所の執務スペース提供 (ネット環境完備)

④ 調査対象地域について

本調査では、情報収集としてキンディオ県及び/又はウィラ県を訪問(又は遠隔)にて協議する予定です。その他の県については訪問の機会はありませんが、質問上の送付、又は必要に応じて JICA 経済開発部と相談の上、関係者への遠隔でのインタビューが可能です。

番号	イニシアチブ名	商品・サービス	県	市町村名
1	Filandia フィランディア	キンディオの道 フェスティバル	キンディオ	フィランディア 及び県内他市
2	Villavieja ビジャビエハ	天体観光	ウィラ	ビジャビエハ

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料は Web サイトより入手可能です。

・ 先行案件の概要 (ODA 見える化サイト)

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200109/index.html>

・ 先行案件の詳細計画策定調査報告書、中間レビュー調査報告書、終了時評価調査報告書 (当初 4 年間分)

https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340_705_12146734.html

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031912.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040145.html>

② 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ 第三チーム (edga1@jica.go.jp) にて配布します。

・ 先行案件の事業完了報告書

・ 先行案件の終了時評価調査報告書 (延長フェーズ)

・ コロンビア共和国「一村一品コロンビア推進プロジェクト」戦略ペーパー及びガイド・マニュアル類

③本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコロンビア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 業務従事者は西語力を有することが望ましい。西語力を有する場合は、評価項目④その他学位、資格等で評価するため、その能力を示す証明書を添付すること。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上